

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

天理市長 並 河 健

天理市規則第13号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を
定める規則の一部を改正する規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則（平成28年 3 月天理市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

本則の表上下水道事業の管理者の権限を行う市長の項を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。